

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。  
令和七年十二月八日提出

宇部市長 篠崎圭二

アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(宇部市公告式条例の一部改正)

第一条 宇部市公告式条例(平成十六年条例第二十六号)の一部を次のように改める。

第二条第三項中「掲示して」を「掲示し、及び宇部市公式ウェブサイトに掲載して」に改める。

(宇部市行政手続条例の一部改正)

第二条 宇部市行政手続条例(平成八年条例第二十号)の一部を次のように改める。

第十四条第三項中「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を市規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を宇部市公告式条例(平成十六年条例第二十六号)第二条第三項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるとする状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十五条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十一条第三項中「第十四条第三項」の下に「及び第四項」を、「同条第三

項」の下に「及び第四項」を加え、「「掲示を始めた日から二週間を経過した」を「同項中「」に改め、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 第二条の規定による改正後の宇部市行政手続条例第十四条第三項及び第四項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、第二条の規定の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

##### 「説明」

デジタル技術の進展を踏まえたアナログ規制の見直しを推進するため、関係条例の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。



(代理人)

第十五条 前条第一項の通知を受けた者(同条第三項後段の規定により当該通知が到達したもの)とみなされる者を含む。以下「当事者」という。は、代理人を選任することができ。

(続行期日の指定)

第二十一条

3 第十四条第三項

の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項 中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から二週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から二週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を市規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができるとも置くことにも、公示事項が記載された書面を宇部市公告式条例(平成十六年条例第二十六号)第二条第三項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるとも置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第十五条 前条第一項の通知を受けた者(同条第四項後段の規定により当該通知が到達したもの)とみなされる者を含む。以下「当事者」という。は、代理人を選任することができ。

(続行期日の指定)

第二十一条

3 第十四条第三項及び第四項の規定は、前

項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第三項及び第四項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「当事者又は参加人に対する二回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

# 令和7年12月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 総務課

議 案	<p>第105号</p> <p>アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定の件</p>
要 旨	<p>デジタル技術の活用が可能な環境を整備するため、アナログ規制の見直しに伴う関係条例の整備を行うもの</p>
概 要	<p>1 対象例規</p> <p>(1) 宇部市公告式条例</p> <p>(2) 宇部市行政手続条例</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 宇部市公告式条例</p> <p>●条例又は規則の公布について</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;"><b>【改正前】</b></p> <p style="margin: 0;">① 本庁及び各市民センターに設置する掲示場に掲示</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;"><b>【改正後】</b></p> <p style="margin: 0;">① 本庁及び各市民センターに設置する掲示場に掲示</p> <p style="margin: 0;">② 宇部市公式ウェブサイトに掲載</p> </div> </div> <p>(2) 宇部市行政手続条例</p> <p>●聴聞の通知の方式である公示の方法について</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;"><b>【改正前】</b></p> <p style="margin: 0;">① 本庁及び各市民センターに設置する掲示場に掲示</p> </div> <div style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 200px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;"><b>【改正後】</b></p> <p style="margin: 0;"><u>不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、下記のいずれかの措置を取ることによって行う。</u></p> <p style="margin: 0;">① 本庁及び各市民センターに設置する掲示場に掲示</p> <p style="margin: 0;">② 電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く</p> </div> </div>
施行日	<p>(1) 令和8年4月1日</p> <p>(2) デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日</p>

## 議案第百六号

### 宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和七年十二月八日提出

宇部市長 篠崎圭二

宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 宇部市長等の給与に関する条例（昭和四十三年条例第三十六号）の一部を次のように改める。

第八条第二項中「百分の二百三十」を「六月に支給する場合には百分の二百三十、十二月に支給する場合には百分の二百三十五」に改める。

第二条 宇部市長等の給与に関する条例の一部を次のように改める。

第八条第二項中「六月に支給する場合には百分の二百三十、十二月に支給する場合には百分の二百三十五」を「百分の二百三十二・五」に改める。

#### 附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の宇部市長等の給与に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）の規定は、令和七年十二月一日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合において、第一条の規定による改正前の宇部市長等の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

「説明」

職員の給与改定を踏まえて、市長等の期末手当の支給率を引き上げるものである。これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

【第一条関係】

旧

新

(期末手当)

(期末手当)

第八条

第八条

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料の額に百分の百二十を乗じて得た額に百分の二百三十

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料の額に百分の百二十を乗じて得た額に、六月に支給する場合には百分の二百三十、十二月に支給する場合には百分の二百三十五を乗じて得た額に、基準

を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

【第二条関係】

旧

新

(期末手当)

(期末手当)

第八条

第八条

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料の額に百分の百二十を乗じて得た額に、六月に支給する場合には百分の二百三十、十二月に支給する場合には百分の二百三十五を乗じて得た額に、基準

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給料の額に百分の百二十を乗じて得た額に百分の二百三十二・五

を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、

を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、

当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

---

当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

# 令和7年12月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 職員課

<b>議案</b>	第106号 宇部市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件																																																								
<b>要旨</b>	職員の給与改定を踏まえて、市長等の期末手当の支給率を引き上げるもの																																																								
<b>概要</b>	<p><b>【内容】</b></p> <p><b>1 期末手当の引き上げ</b>  <b>(令和7年度)</b> 0.05月の引上げ分を12月期に加算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #008080; color: white;"> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">6月期</th> <th style="width: 15%;">12月期</th> <th style="width: 10%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">期末手当</td> <td>改正前</td> <td style="text-align: center;">2.30月</td> <td style="text-align: center;">2.30月</td> <td style="text-align: center;">4.60月</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td style="text-align: center;">2.30月</td> <td style="text-align: center;">2.35月</td> <td style="text-align: center;">4.65月</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td style="text-align: center;">0.00月</td> <td style="text-align: center;">0.05月</td> <td style="text-align: center;">0.05月</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>(令和8年度)</b> 年間4.65月の支給率を6月期及び12月期に均等に按分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #008080; color: white;"> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 15%;">6月期</th> <th style="width: 15%;">12月期</th> <th style="width: 10%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">期末手当</td> <td>改正前</td> <td style="text-align: center;">2.30月</td> <td style="text-align: center;">2.35月</td> <td style="text-align: center;">4.65月</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td style="text-align: center;">2.325月</td> <td style="text-align: center;">2.325月</td> <td style="text-align: center;">4.65月</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td style="text-align: center;">0.025月</td> <td style="text-align: center;">△0.025月</td> <td style="text-align: center;">0.0月</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>2 年間影響額 約261千円</b></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #008080; color: white;"> <th style="width: 15%;">職名</th> <th style="width: 20%;">改定前</th> <th style="width: 20%;">改定後</th> <th style="width: 15%;">増減額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">市長</td> <td style="text-align: right;">5,188,800円</td> <td style="text-align: right;">5,245,200円</td> <td style="text-align: right;">56,400円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副市長</td> <td style="text-align: right;">4,167,600円</td> <td style="text-align: right;">4,212,900円</td> <td style="text-align: right;">45,300円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">常勤監査委員 教育長</td> <td style="text-align: right;">3,775,680円</td> <td style="text-align: right;">3,816,720円</td> <td style="text-align: right;">41,040円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">公営企業管理者 (水道・交通事業)</td> <td style="text-align: right;">3,538,320円</td> <td style="text-align: right;">3,576,780円</td> <td style="text-align: right;">38,460円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	6月期	12月期	計	期末手当	改正前	2.30月	2.30月	4.60月	改正後	2.30月	2.35月	4.65月	増減	0.00月	0.05月	0.05月		区分	6月期	12月期	計	期末手当	改正前	2.30月	2.35月	4.65月	改正後	2.325月	2.325月	4.65月	増減	0.025月	△0.025月	0.0月	職名	改定前	改定後	増減額	市長	5,188,800円	5,245,200円	56,400円	副市長	4,167,600円	4,212,900円	45,300円	常勤監査委員 教育長	3,775,680円	3,816,720円	41,040円	公営企業管理者 (水道・交通事業)	3,538,320円	3,576,780円	38,460円
	区分	6月期	12月期	計																																																					
期末手当	改正前	2.30月	2.30月	4.60月																																																					
	改正後	2.30月	2.35月	4.65月																																																					
	増減	0.00月	0.05月	0.05月																																																					
	区分	6月期	12月期	計																																																					
期末手当	改正前	2.30月	2.35月	4.65月																																																					
	改正後	2.325月	2.325月	4.65月																																																					
	増減	0.025月	△0.025月	0.0月																																																					
職名	改定前	改定後	増減額																																																						
市長	5,188,800円	5,245,200円	56,400円																																																						
副市長	4,167,600円	4,212,900円	45,300円																																																						
常勤監査委員 教育長	3,775,680円	3,816,720円	41,040円																																																						
公営企業管理者 (水道・交通事業)	3,538,320円	3,576,780円	38,460円																																																						
<b>施行日</b>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #008080; color: white;"> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 30%;">改正内容</th> <th style="width: 20%;">施行日</th> <th style="width: 15%;">適用日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">期末手当 支給率の 改正</td> <td>令和7年12月期</td> <td style="text-align: center;">公布の日</td> <td style="text-align: center;">令和7年12月1日</td> </tr> <tr> <td>令和8年6月期 以降</td> <td style="text-align: center;">令和8年4月1日</td> <td style="text-align: center;">施行日と同じ</td> </tr> </tbody> </table>		改正内容	施行日	適用日	期末手当 支給率の 改正	令和7年12月期	公布の日	令和7年12月1日	令和8年6月期 以降	令和8年4月1日	施行日と同じ																																													
	改正内容	施行日	適用日																																																						
期末手当 支給率の 改正	令和7年12月期	公布の日	令和7年12月1日																																																						
	令和8年6月期 以降	令和8年4月1日	施行日と同じ																																																						

## 議案第百七号

### 宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。  
令和七年十二月八日提出

宇部市長 篠崎圭二

宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第一条 宇部市職員の給与に関する条例（昭和二十六年条例第二十三号）の一部を次のように改める。

第十九条の三第二項中「百分の百二十五」を「六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」に改め、同条第三項中「百分の七十」を「六月に支給する場合には百分の七十、十二月に支給する場合には百分の七十二・五」に改める。

第十九条の六第二項第一号中「百分の百五」を「六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十」を「六月に支給する場合には百分の五十、十二月に支給する場合には百分の五十二・五」に改める。

別表第一を次のように改める。

38	246,700	281,100	312,900	353,200	378,800	406,800	451,900	486,700
39	247,600	281,800	314,200	354,800	380,000	408,000	452,700	486,700
40	248,400	282,500	315,500	356,400	381,400	409,000	453,500	486,700
41	249,200	283,200	316,700	358,100	382,500	410,100	454,100	486,700
42	249,900	283,900	318,000	359,900	383,400	411,300	454,700	490,700
43	250,500	284,600	319,300	361,700	384,400	412,400	455,300	490,700
44	251,100	285,300	320,600	363,500	385,400	413,500	455,900	490,700
45	251,800	286,000	321,900	365,000	386,200	414,200	456,600	490,700
46	252,400	286,600	323,100	366,400	387,100	414,900	457,400	
47	253,000	287,300	324,400	367,800	388,000	415,500	457,800	
48	253,600	287,900	325,500	369,200	388,800	416,200	458,500	
49	254,100	288,600	326,400	370,700	389,600	416,800	459,000	
50	254,700	289,200	327,700	371,500	390,400	417,400	459,400	
51	255,300	289,900	329,000	372,400	391,200	417,900	459,800	
52	255,800	290,600	330,300	373,400	391,900	418,300	460,200	
53	256,200	291,100	331,400	374,300	392,600	418,700	460,600	
54	256,600	291,700	332,700	375,400	393,300	418,900	460,900	
55	256,900	292,300	333,900	376,300	394,000	419,200	461,200	
56	257,200	293,000	335,100	377,300	394,700	419,500	461,500	
57	257,500	293,600	336,400	378,200	395,200	419,800	461,800	
58	257,800	294,200	337,400	378,900	395,800	420,100	462,100	
59	258,100	294,800	338,500	379,600	396,400	420,400	462,400	
60	258,400	295,500	339,600	380,200	397,100	420,700	462,700	
61	258,700	296,100	340,300	380,600	397,500	420,900	463,000	
62	259,000	296,700	341,200	381,200	398,100	421,200		
63	259,300	297,200	341,900	381,800	398,700	421,400		
64	259,600	297,700	342,700	382,500	399,200	421,700		
65	259,900	298,200	343,500	382,800	399,600	421,900		
66	260,200	298,800	343,900	383,500	400,200	422,200		
67	260,500	299,300	344,400	384,200	400,800	422,500		
68	260,800	299,900	345,100	384,800	401,300	422,800		
69	261,100	300,300	345,900	385,100	401,700	423,000		
70	261,400	300,800	346,600	385,600	402,200	423,300		
71	261,700	301,300	347,300	386,200	402,700	423,600		
72	262,000	301,900	347,900	386,800	403,300	423,800		
73	262,300	302,400	348,400	387,100	403,600	424,000		
74	262,600	302,800	349,000	387,700	404,000	424,300		
75	262,900	303,100	349,500	388,400	404,300	424,600		
76	263,200	303,400	350,100	389,000	404,700	424,800		
77	263,500	303,600	350,400	389,400	405,000	425,000		
78	263,800	303,900	350,900	389,900	405,300	425,300		
79	264,100	304,100	351,200	390,500	405,600	425,600		
80	264,400	304,400	351,600	391,000	405,800	425,800		
81	264,700	304,600	352,000	391,500	406,000	426,000		
82	265,000	304,800	352,500	392,100	406,300	426,300		

別表第一（第4条関係）

職員の区分	給料表								
	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	272,300	298,300	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	273,300	299,900	332,600	366,800	420,700	471,900
	3	198,100	244,700	274,300	301,400	332,600	366,800	420,700	471,900
	4	199,200	246,100	275,300	302,900	332,600	366,800	420,700	471,900
	5	200,300	247,500	276,300	304,400	332,600	366,800	420,700	471,900
	6	202,000	248,900	277,300	305,900	332,600	366,800	420,700	471,900
	7	203,600	250,300	278,300	307,300	332,600	366,800	420,700	471,900
	8	205,200	251,700	279,300	308,600	332,600	366,800	420,700	471,900
	9	206,700	253,100	280,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	10	208,400	254,300	281,300	311,300	334,400	366,800	420,700	471,900
	11	210,000	255,600	282,200	312,700	336,200	366,800	420,700	471,900
	12	211,600	256,900	283,200	314,100	337,900	366,800	420,700	471,900
	13	213,100	258,100	284,200	315,500	339,600	366,800	420,700	471,900
	14	214,800	259,300	285,200	316,600	341,300	368,500	420,700	471,900
	15	216,500	260,500	286,200	317,600	343,000	370,100	420,700	471,900
	16	218,200	261,700	287,200	318,800	344,600	371,700	420,700	471,900
	17	219,400	262,800	288,200	320,000	346,200	373,300	420,700	471,900
	18	221,000	263,900	289,500	321,600	347,900	375,100	422,600	471,900
	19	222,600	265,000	290,800	323,200	349,600	376,600	424,500	471,900
	20	224,100	266,100	292,000	324,800	351,200	378,200	426,300	471,900
	21	225,600	267,000	293,200	326,200	352,700	379,500	428,100	471,900
	22	227,200	268,000	294,500	327,800	354,300	381,100	429,900	471,900
	23	228,800	269,000	295,700	329,400	355,900	382,700	431,700	471,900
	24	230,400	270,000	296,900	331,000	357,400	384,200	433,500	477,200
	25	232,000	271,000	297,900	332,400	358,800	386,100	435,100	477,200
	26	233,700	271,900	299,100	334,100	360,500	388,000	436,600	477,200
	27	235,000	272,700	300,300	335,700	362,100	389,900	438,100	477,200
	28	236,300	273,600	301,600	337,300	363,700	391,700	439,600	482,100
	29	237,600	274,400	302,900	338,700	364,800	393,200	441,100	482,100
	30	238,700	275,200	303,900	340,400	366,300	395,000	442,400	482,100
	31	239,800	276,000	304,900	342,100	367,800	396,700	443,700	482,100
	32	240,900	276,700	305,900	343,700	369,300	398,300	444,900	482,100
	33	242,000	277,400	307,000	344,900	371,000	400,000	446,100	482,100
	34	242,900	278,200	308,200	346,800	372,800	401,400	447,400	486,700
	35	243,800	279,000	309,300	348,500	374,400	402,800	448,700	486,700
	36	244,800	279,600	310,500	350,100	376,100	404,200	449,900	486,700
37	245,800	280,300	311,600	351,600	377,500	405,600	451,100	486,700	

83	265,300	305,100	353,000	392,500	406,600	426,600		
84	265,600	305,300	353,500	392,800	406,800	426,800		
85	265,900	305,600	353,800	393,200	407,000	427,000		
86	266,200	305,800	354,200	393,700	407,300			
87	266,500	306,100	354,600	394,100	407,600			
88	266,800	306,400	355,000	394,500	407,800			
89	267,100	306,700	355,300	394,900	408,000			
90	267,400	307,000	355,700	395,400	408,300			
91	267,700	307,300	356,100	395,800	408,600			
92	268,000	307,600	356,500	396,200	408,800			
93	268,300	307,800	356,700	396,500	409,000			
94		308,000	357,100		409,300			
95		308,300	357,500		409,600			
96		308,700	357,900		409,800			
97		308,900	358,100		410,000			
98		309,200	358,400		410,300			
99		309,500	358,800		410,600			
100		309,900	359,100		410,800			
101		310,100	359,400		411,000			
102		310,400	359,800		411,300			
103		310,700	360,200		411,600			
104		311,000	360,600		411,800			
105		311,200	361,100		412,000			
106		311,500	361,500		412,300			
107		311,800	361,900		412,600			
108		312,100	362,300		412,800			
109		312,300	362,800		413,000			
110		312,600	363,200		413,300			
111		313,000	363,500		413,600			
112		313,300	363,800		413,800			
113		313,500	364,200		414,000			
114		313,700						
115		314,000						
116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						
120		315,400						
121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						
124		316,500						
125		316,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200

第二条 宇部市職員の給与に関する条例の一部を次のように改める。

第五条第八項中「、市規則で定める職員を除き」を削る。

別表第一を次のように改める。

38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			

別表第一（第4条関係）

職員の区分	級 号給	給 料 表							
		1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額	5級 給料月額	6級 給料月額	7級 給料月額	8級 給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		

2級	比較的高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	主任等の職務
	係長等の職務
5級	困難な業務を行う係長等の職務
6級	課長等補佐の職務
7級	課等の長の職務
	部等の次長の職務

を

2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任等の職務
	係長等（主務主任に限る。）の職務
4級	係長等（主務主任を除く。）の職務
5級	課長等補佐の職務
6級	課等の長の職務
7級	部等の次長の職務

に

別表第二中

83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600				
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800				
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000				
86	266,200	305,800	355,700						
87	266,500	306,100	356,100						
88	266,800	306,400	356,500						
89	267,100	306,700	356,700						
90	267,400	307,000	357,100						
91	267,700	307,300	357,500						
92	268,000	307,600	357,900						
93	268,300	307,800	358,100						
94		308,000	358,400						
95		308,300	358,800						
96		308,700	359,100						
97		308,900	359,400						
98		309,200	359,800						
99		309,500	360,200						
100		309,900	360,600						
101		310,100	361,100						
102		310,400	361,500						
103		310,700	361,900						
104		311,000	362,300						
105		311,200	362,800						
106		311,500	363,200						
107		311,800	363,500						
108		312,100	363,800						
109		312,300	364,200						
110		312,600							
111		313,000							
112		313,300							
113		313,500							
114		313,700							
115		314,000							
116		314,400							
117		314,600							
118		314,800							
119		315,100							
120		315,400							
121		315,700							
122		315,900							
123		316,200							
124		316,500							
125		316,800							
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200	

改める。

第三条 宇部市職員の給与に関する条例の一部を次のように改める。

第十九条の三第二項中「、六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」を「百分の百二十六・二五」に改め、同条第三項中「、六月に支給する場合には百分の七十、十二月に支給する場合には百分の七十二・五」を「百分の七十一・二五」に改め、同条第五項中「係長及びこれに相当する職」を「職務の級が三級」に改め、「並びに職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員」を削る。

第十九条の六第二項第一号中「、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百七・五」を「百分の百六・二五」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合には百分の五十、十二月に支給する場合には百分の五十二・五」を「百分の五十一・二五」に改める。

#### 附 則

(施行期日等)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は令和八年一月一日から、第三条の規定は令和八年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の宇部市職員の給与に関する条例(次条において「改正後の給与条例」という。)中第十九条の三第二項及び第三項並びに第十九条の六第二項の規定は令和七年十二月一日から、別表第一の規定は令和七年四月一日から適用する。

(給与の内払)

第二条 改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第一条の規定による改正前の宇部市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(職務の級及び号給の切替え)

第三条 令和八年一月一日(以下「切替日」という。)の前日において宇部市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第一の給料表の適用を受けていた職員の職務の級及び号給の切替えについては、次に定めるところによる。

一 切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給から初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(令和七年規則第 号)附則第二項の調整を考慮した号給(附則別表第一において「旧号給」という。)にに応じて、同表に定める号給(次号及び同表において「切替号給」という。)とする。

二 給与条例第五条第六項の職員の昇給(次号において「昇給」という。)は、前号の規定により決定された切替号給に対し、行うものとする。

三 前号の規定による昇給後の職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第二に掲げられている職務の級であつた職員の場合、切替日における職務の級（同表において「新級」という。）は、旧級に応じて同表に定める職務の級とする。この場合において、切替日における号給は、同号の規定による昇給後の号給（以下「昇給後号給」という。）に応じて附則別表第三に定める号給（次条及び同表において「新号給」という。）とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

第四条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職務の級及び号給の切替えに伴う経過措置）

第五条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が昇給後号給から算出された給料月額に達しないこととなるもの（市長の定める職員は除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。この場合において、差額に相当する額は、給料月額が昇給後号給から算出された給料月額に達するまでの間支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、市長の定めるところにより、同項の規定に準じて給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなつた職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、市長の定めるところにより、前二項の規定に準じて給料を支給する。

4 前三項の規定により給料を支給される職員に関する給与条例第八条第二項、第十八条第一項、第十九条の二第二項及び第十九条の六第三項の規定の適用については、給与条例第八条第二項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和七年条例第 号。以下「令和七年条例」という。）附則第五条第一項から第七年条例第 号。以下「令和七年条例」という。）附則第五条第一項から第三項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第十八条第一項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と令和七年条例附則第五条第一項から第三項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第十九条の二第二項中「給料月額」とあるのは「給料月額と令和七年条例附則第五条第一項から第三項までの規定による給料の額との合計額」と、給与条例第十九条の六第三項中「基準日

38	38	38	34	30	30	26	22	4
39	39	39	35	31	31	27	23	4
40	40	40	36	32	32	28	24	4
41	41	41	37	33	33	29	25	4
42	42	42	38	34	34	30	26	5
43	43	43	39	35	35	31	27	5
44	44	44	40	36	36	32	28	5
45	45	45	41	37	37	33	29	5
46	46	46	42	38	38	34	30	
47	47	47	43	39	39	35	31	
48	48	48	44	40	40	36	32	
49	49	49	45	41	41	37	33	
50	50	50	46	42	42	38	34	
51	51	51	47	43	43	39	35	
52	52	52	48	44	44	40	36	
53	53	53	49	45	45	41	37	
54	54	54	50	46	46	42	38	
55	55	55	51	47	47	43	39	
56	56	56	52	48	48	44	40	
57	57	57	53	49	49	45	41	
58	58	58	54	50	50	46	42	
59	59	59	55	51	51	47	43	
60	60	60	56	52	52	48	44	
61	61	61	57	53	53	49	45	
62	62	62	58	54	54	50		
63	63	63	59	55	55	51		
64	64	64	60	56	56	52		
65	65	65	61	57	57	53		
66	66	66	62	58	58	54		
67	67	67	63	59	59	55		
68	68	68	64	60	60	56		
69	69	69	65	61	61	57		
70	70	70	66	62	62	58		
71	71	71	67	63	63	59		
72	72	72	68	64	64	60		
73	73	73	69	65	65	61		
74	74	74	70	66	66	62		
75	75	75	71	67	67	63		
76	76	76	72	68	68	64		
77	77	77	73	69	69	65		
78	78	78	74	70	70	66		
79	79	79	75	71	71	67		
80	80	80	76	72	72	68		
81	81	81	77	73	73	69		
82	82	82	78	74	74	70		

附則別表第一（附則第三条関係）

号給の切替表

旧号給	切替号給							
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	2	2	1	1	1	1	1	1
3	3	3	1	1	1	1	1	1
4	4	4	1	1	1	1	1	1
5	5	5	1	1	1	1	1	1
6	6	6	2	1	1	1	1	1
7	7	7	3	1	1	1	1	1
8	8	8	4	1	1	1	1	1
9	9	9	5	1	1	1	1	1
10	10	10	6	2	2	1	1	1
11	11	11	7	3	3	1	1	1
12	12	12	8	4	4	1	1	1
13	13	13	9	5	5	1	1	1
14	14	14	10	6	6	2	1	1
15	15	15	11	7	7	3	1	1
16	16	16	12	8	8	4	1	1
17	17	17	13	9	9	5	1	1
18	18	18	14	10	10	6	2	1
19	19	19	15	11	11	7	3	1
20	20	20	16	12	12	8	4	1
21	21	21	17	13	13	9	5	1
22	22	22	18	14	14	10	6	1
23	23	23	19	15	15	11	7	1
24	24	24	20	16	16	12	8	2
25	25	25	21	17	17	13	9	2
26	26	26	22	18	18	14	10	2
27	27	27	23	19	19	15	11	2
28	28	28	24	20	20	16	12	3
29	29	29	25	21	21	17	13	3
30	30	30	26	22	22	18	14	3
31	31	31	27	23	23	19	15	3
32	32	32	28	24	24	20	16	3
33	33	33	29	25	25	21	17	3
34	34	34	30	26	26	22	18	4
35	35	35	31	27	27	23	19	4
36	36	36	32	28	28	24	20	4
37	37	37	33	29	29	25	21	4

現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは「基準日現在において職員が受けるべき給料の月額と令和七年条例附則第五条第一項から第三項までの規定による給料の額との合計額」と読み替えるものとする。

（宇部市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第六条 宇部市職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年条例第二十五号）の一部を次のように改める。

附則第二十七項中「平成十八年十二月三十一日以前」の下に「及び令和八年一月一日以後」を加える。

附則別表第二（附則第三条関係）

職務の級の切替表

旧級		新級	
3級	係員	2級	係員
4級	主任職	3級	主任職
5級	主務主任職		主務主任職
	係長職	4級	係長職
6級	課長補佐職	5級	課長補佐職
7級	課長職	6級	課長職

83	83	83	79	75	75	71		
84	84	84	80	76	76	72		
85	85	85	81	77	77	73		
86	86	86	82	78	78			
87	87	87	83	79	79			
88	88	88	84	80	80			
89	89	89	85	81	81			
90	90	90	86	82	82			
91	91	91	87	83	83			
92	92	92	88	84	84			
93	93	93	89	85	85			
94		94	90		85			
95		95	91		85			
96		96	92		85			
97		97	93		85			
98		98	94		85			
99		99	95		85			
100		100	96		85			
101		101	97		85			
102		102	98		85			
103		103	99		85			
104		104	100		85			
105		105	101		85			
106		106	102		85			
107		107	103		85			
108		108	104		85			
109		109	105		85			
110		110	106		85			
111		111	107		85			
112		112	108		85			
113		113	109		85			
114		114						
115		115						
116		116						
117		117						
118		118						
119		119						
120		120						
121		121						
122		122						
123		123						
124		124						
125		125						

附則別表第三（附則第三条関係）  
職務の級の切替時号給対応表

昇給後 号給	新号給				
	2級	3級	4級	5級	6級
1	21	21	9	13	17
2	22	22	10	14	18
3	23	23	11	15	19
4	24	24	12	16	20
5	25	25	13	17	22
6	26	26	14	18	24
7	27	27	15	19	26
8	28	28	16	20	28
9	29	29	17	21	30
10	30	30	18	22	32
11	31	31	19	23	34
12	32	32	20	24	36
13	33	33	21	25	40
14	34	34	22	26	44
15	35	35	23	27	65
16	36	36	24	28	72
17	37	37	25	29	73
18	38	38	26	30	73
19	39	39	27	31	73
20	40	40	28	32	73
21	41	41	29	33	73
22	42	42	30	34	73
23	43	43	31	35	73
24	44	44	32	36	73
25	45	45	33	37	73
26	46	46	34	38	73
27	47	47	35	39	73
28	48	48	36	40	73
29	49	49	37	42	73
30	50	50	38	44	73
31	51	51	39	46	73
32	52	52	40	48	73
33	54	53	41	50	73
34	56	54	42	52	73
35	58	55	43	54	73
36	60	56	44	56	73
37	61	59	45	58	73

38	62	62	46	68	73
39	63	65	47	80	73
40	64	68	48	84	73
41	66	71	49	85	73
42	68	74	50	85	73
43	70	77	51	85	73
44	72	80	52	85	73
45	77	84	53	85	73
46	82	88	54	85	
47	87	95	55	85	
48	92	102	56	85	
49	97	109	57	85	
50	102	109	58	85	
51	107	109	59	85	
52	116	109	60	85	
53	125	109	61	85	
54	125	109	62	85	
55	125	109	63	85	
56	125	109	64	85	
57	125	109	65	85	
58	125	109	66	85	
59	125	109	67	85	
60	125	109	72	85	
61	125	109	77	85	
62	125	109	80	85	
63	125	109	81	85	
64	125	109	82	85	
65	125	109	83	85	
66	125	109	84	85	
67	125	109	85	85	
68	125	109	85	85	
69	125	109	85	85	
70	125	109	85	85	
71	125	109	85	85	
72	125	109	85	85	
73	125	109	85	85	
74	125	109	85		
75	125	109	85		
76	125	109	85		
77	125	109	85		
78	125	109	85		
79	125	109	85		
80	125	109	85		
81	125	109	85		
82	125	109	85		

83	125	109	85		
84	125	109	85		
85	125	109	85		
86	125				
87	125				
88	125				
89	125				
90	125				
91	125				
92	125				
93	125				
94	125				
95	125				
96	125				
97	125				
98	125				
99	125				
100	125				
101	125				
102	125				
103	125				
104	125				
105	125				
106	125				
107	125				
108	125				
109	125				

「説明」

一般職の国家公務員の給与改定を踏まえて、職員の給料表を改定し、期末勤勉手当の支給率を引き上げるとともに、その他給与制度の見直しに伴い所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

新 旧 対 照 表

宇部市職員の給与に関する条例(昭和二十六年条例第二十三号)

【第一条関係】

旧

新

(期末手当)

(期末手当)

第十九条の三

第十九条の三

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十五

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分

を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の七十

を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の前項各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の前項各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(勤勉手当)

(勤勉手当)

第十九条の六

第十九条の六

2

2

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十項第三号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に百分の百五

を乗じて得た額の

一 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十項第三号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百七・五を乗じて得た額の

総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十

を

乗じて得た額の総額

総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の五十、十二月に支給する場合には百分の五十二・五を乗じて得た額の総額

(省略)

別表第一（第4条関係）

職員の区分	給料表								
	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	272,300	298,300	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	273,300	299,900	332,600	366,800	420,700	471,900
	3	198,100	244,700	274,300	301,400	332,600	366,800	420,700	471,900
	4	199,200	246,100	275,300	302,900	332,600	366,800	420,700	471,900
	5	200,300	247,500	276,300	304,400	332,600	366,800	420,700	471,900
	6	202,000	248,900	277,300	305,900	332,600	366,800	420,700	471,900
	7	203,600	250,300	278,300	307,300	332,600	366,800	420,700	471,900
	8	205,200	251,700	279,300	308,600	332,600	366,800	420,700	471,900
	9	206,700	253,100	280,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	10	208,400	254,300	281,300	311,300	334,400	366,800	420,700	471,900
	11	210,000	255,600	282,200	312,700	336,200	366,800	420,700	471,900
	12	211,600	256,900	283,200	314,100	337,900	366,800	420,700	471,900
	13	213,100	258,100	284,200	315,500	339,600	366,800	420,700	471,900
	14	214,800	259,300	285,200	316,600	341,300	368,500	420,700	471,900
	15	216,500	260,500	286,200	317,600	343,000	370,100	420,700	471,900
	16	218,200	261,700	287,200	318,800	344,600	371,700	420,700	471,900
	17	219,400	262,800	288,200	320,000	346,200	373,300	420,700	471,900
	18	221,000	263,900	289,500	321,600	347,900	375,100	422,600	471,900
	19	222,600	265,000	290,800	323,200	349,600	376,600	424,500	471,900
	20	224,100	266,100	292,000	324,800	351,200	378,200	426,300	471,900
	21	225,600	267,000	293,200	326,200	352,700	379,500	428,100	471,900
	22	227,200	268,000	294,500	327,800	354,300	381,100	429,900	471,900
	23	228,800	269,000	295,700	329,400	355,900	382,700	431,700	471,900
	24	230,400	270,000	296,900	331,000	357,400	384,200	433,500	477,200
	25	232,000	271,000	297,900	332,400	358,800	386,100	435,100	477,200
	26	233,700	271,900	299,100	334,100	360,500	388,000	436,600	477,200
	27	235,000	272,700	300,300	335,700	362,100	389,900	438,100	477,200
	28	236,300	273,600	301,600	337,300	363,700	391,700	439,600	482,100
	29	237,600	274,400	302,900	338,700	364,800	393,200	441,100	482,100
	30	238,700	275,200	303,900	340,400	366,300	395,000	442,400	482,100
	31	239,800	276,000	304,900	342,100	367,800	396,700	443,700	482,100
	32	240,900	276,700	305,900	343,700	369,300	398,300	444,900	482,100
	33	242,000	277,400	307,000	344,900	371,000	400,000	446,100	482,100
	34	242,900	278,200	308,200	346,800	372,800	401,400	447,400	486,700
	35	243,800	279,000	309,300	348,500	374,400	402,800	448,700	486,700
	36	244,800	279,600	310,500	350,100	376,100	404,200	449,900	486,700
37	245,800	280,300	311,600	351,600	377,500	405,600	451,100	486,700	

旧 | 新

(省  
略)

38	246,700	281,100	312,900	353,200	378,800	406,800	451,900	486,700
39	247,600	281,800	314,200	354,800	380,000	408,000	452,700	486,700
40	248,400	282,500	315,500	356,400	381,400	409,000	453,500	486,700
41	249,200	283,200	316,700	358,100	382,500	410,100	454,100	486,700
42	249,900	283,900	318,000	359,900	383,400	411,300	454,700	490,700
43	250,500	284,600	319,300	361,700	384,400	412,400	455,300	490,700
44	251,100	285,300	320,600	363,500	385,400	413,500	455,900	490,700
45	251,800	286,000	321,900	365,000	386,200	414,200	456,600	490,700
46	252,400	286,600	323,100	366,400	387,100	414,900	457,400	
47	253,000	287,300	324,400	367,800	388,000	415,500	457,800	
48	253,600	287,900	325,500	369,200	388,800	416,200	458,500	
49	254,100	288,600	326,400	370,700	389,600	416,800	459,000	
50	254,700	289,200	327,700	371,500	390,400	417,400	459,400	
51	255,300	289,900	329,000	372,400	391,200	417,900	459,800	
52	255,800	290,600	330,300	373,400	391,900	418,300	460,200	
53	256,200	291,100	331,400	374,300	392,600	418,700	460,600	
54	256,600	291,700	332,700	375,400	393,300	418,900	460,900	
55	256,900	292,300	333,900	376,300	394,000	419,200	461,200	
56	257,200	293,000	335,100	377,300	394,700	419,500	461,500	
57	257,500	293,600	336,400	378,200	395,200	419,800	461,800	
58	257,800	294,200	337,400	378,900	395,800	420,100	462,100	
59	258,100	294,800	338,500	379,600	396,400	420,400	462,400	
60	258,400	295,500	339,600	380,200	397,100	420,700	462,700	
61	258,700	296,100	340,300	380,600	397,500	420,900	463,000	
62	259,000	296,700	341,200	381,200	398,100	421,200		
63	259,300	297,200	341,900	381,800	398,700	421,400		
64	259,600	297,700	342,700	382,500	399,200	421,700		
65	259,900	298,200	343,500	382,800	399,600	421,900		
66	260,200	298,800	343,900	383,500	400,200	422,200		
67	260,500	299,300	344,400	384,200	400,800	422,500		
68	260,800	299,900	345,100	384,800	401,300	422,800		
69	261,100	300,300	345,900	385,100	401,700	423,000		
70	261,400	300,800	346,600	385,600	402,200	423,300		
71	261,700	301,300	347,300	386,200	402,700	423,600		
72	262,000	301,900	347,900	386,800	403,300	423,800		
73	262,300	302,400	348,400	387,100	403,600	424,000		
74	262,600	302,800	349,000	387,700	404,000	424,300		
75	262,900	303,100	349,500	388,400	404,300	424,600		
76	263,200	303,400	350,100	389,000	404,700	424,800		
77	263,500	303,600	350,400	389,400	405,000	425,000		
78	263,800	303,900	350,900	389,900	405,300	425,300		
79	264,100	304,100	351,200	390,500	405,600	425,600		
80	264,400	304,400	351,600	391,000	405,800	425,800		
81	264,700	304,600	352,000	391,500	406,000	426,000		
82	265,000	304,800	352,500	392,100	406,300	426,300		

## (省 略)

83	265,300	305,100	353,000	392,500	406,600	426,600		
84	265,600	305,300	353,500	392,800	406,800	426,800		
85	265,900	305,600	353,800	393,200	407,000	427,000		
86	266,200	305,800	354,200	393,700	407,300			
87	266,500	306,100	354,600	394,100	407,600			
88	266,800	306,400	355,000	394,500	407,800			
89	267,100	306,700	355,300	394,900	408,000			
90	267,400	307,000	355,700	395,400	408,300			
91	267,700	307,300	356,100	395,800	408,600			
92	268,000	307,600	356,500	396,200	408,800			
93	268,300	307,800	356,700	396,500	409,000			
94		308,000	357,100		409,300			
95		308,300	357,500		409,600			
96		308,700	357,900		409,800			
97		308,900	358,100		410,000			
98		309,200	358,400		410,300			
99		309,500	358,800		410,600			
100		309,900	359,100		410,800			
101		310,100	359,400		411,000			
102		310,400	359,800		411,300			
103		310,700	360,200		411,600			
104		311,000	360,600		411,800			
105		311,200	361,100		412,000			
106		311,500	361,500		412,300			
107		311,800	361,900		412,600			
108		312,100	362,300		412,800			
109		312,300	362,800		413,000			
110		312,600	363,200		413,300			
111		313,000	363,500		413,600			
112		313,300	363,800		413,800			
113		313,500	364,200		414,000			
114		313,700						
115		314,000						
116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						
120		315,400						
121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						
124		316,500						
125		316,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

【第二条関係】

旧

(昇格及び昇給等の基準)

第五条

8 五十五歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、市規則で定める職員を除き、「四号給」とあるのは、「二号給」とし、六十歳に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後は、特に良好な成績で勤務した場合を除き昇給させないものとする。

新

(昇格及び昇給等の基準)

第五条

8 五十五歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後に昇給させる場合における前項の規定の適用については、、「四号給」とあるのは、「二号給」とし、六十歳に達した日の翌日以後の最初の四月一日以後は、特に良好な成績で勤務した場合を除き昇給させないものとする。

別表第一（第4条関係）

職員の区分	給料表								
	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700	471,900
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600	477,200
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500	482,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300	486,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100	490,700
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900	494,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700	497,000
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500	499,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100	501,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600	
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100	
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600	
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100	
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400	
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700	
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900	
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100	
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400	
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700	
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900	
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100	
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900	
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700	
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500	
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100	
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700	
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300	
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900	
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600	
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400	
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800	
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500	
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000	
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400	
	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800	
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200	
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600		

旧 | 新

(省略)

(省  
略)

38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900	
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200	
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500	
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800	
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100	
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400	
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700	
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000	
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100		
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400		
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700		
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900		
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200		
51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400		
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700		
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900		
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200		
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500		
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800		
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000		
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300		
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600		
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800		
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000		
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300		
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600		
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800		
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000		
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300		
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600		
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800		
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000		
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300		
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600		
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800		
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000		
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300			
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600			
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800			
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000			
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300			
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600			
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800			
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000			
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300			

(省 略)

83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600			
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800			
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000			
86	266,200	305,800	355,700					
87	266,500	306,100	356,100					
88	266,800	306,400	356,500					
89	267,100	306,700	356,700					
90	267,400	307,000	357,100					
91	267,700	307,300	357,500					
92	268,000	307,600	357,900					
93	268,300	307,800	358,100					
94		308,000	358,400					
95		308,300	358,800					
96		308,700	359,100					
97		308,900	359,400					
98		309,200	359,800					
99		309,500	360,200					
100		309,900	360,600					
101		310,100	361,100					
102		310,400	361,500					
103		310,700	361,900					
104		311,000	362,300					
105		311,200	362,800					
106		311,500	363,200					
107		311,800	363,500					
108		312,100	363,800					
109		312,300	364,200					
110		312,600						
111		313,000						
112		313,300						
113		313,500						
114		313,700						
115		314,000						
116		314,400						
117		314,600						
118		314,800						
119		315,100						
120		315,400						
121		315,700						
122		315,900						
123		316,200						
124		316,500						
125		316,800						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円 200,300	円 227,800	円 269,500	円 290,100	円 305,700	円 331,900	円 374,800	円 409,200

別表第二（第4条関係）

等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
2級	比較的高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	主任等の職務
	係長等の職務
5級	困難な業務を行う係長等の職務
6級	課長等補佐の職務
7級	課等の長の職務
	部等の次長の職務

別表第二（第4条関係）

等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	主任等の職務
	係長等（主務主任に限る。）の職務
4級	係長等（主務主任を除く。）の職務
5級	課長等補佐の職務
6級	課等の長の職務
7級	部等の次長の職務

【第三条関係】

旧

新

(期末手当)

第十九条の三

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合には百分の七十、十二月に支給する場合には百分の七十二・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の前項各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 5 係長及びこれに相当する職以上の職にある職員並びに職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員については、前項の規定にかかわらず、同項の合計額に、職務段階等に応じて市規則で定める職員の区分に応じて給料の月額に百分の二十を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第二項及び第三項の期末手当基礎額とする。

(勤勉手当)

第十九条の六

- 2 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、

(期末手当)

第十九条の三

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の百二十六・二五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に百分の七十一・二五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間における当該職員の前項各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 5 職務の級が三級 以上の職にある職員 については、前項の規定にかかわらず、同項の合計額に、職務段階等に応じて市規則で定める職員の区分に応じて給料の月額に百分の二十を超えない範囲内で市規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第二項及び第三項の期末手当基礎額とする。

(勤勉手当)

第十九条の六

- 2 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 職員の勤勉手当基礎額に職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、

退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十項第三号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百七・五を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の五十、十二月に支給する場合においては百分の五十二・五を乗じて得た額の総額

宇部市職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年条例第二十五号)

旧

附則

27 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定(平成十八年十二月三十一日以前)に行われた

給料月額の減額改定で市長が定めるものを除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第八条の四第二項に規定する給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして市規則で定めるものについては、この限りでない。

退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十項第三号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に百分の百六・二五

を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の五十一・二五を乗じて得た額の総額

新

附則

27 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の減額改定(平成十八年十二月三十一日以前及び令和八年一月一日以後)に行われた

給料月額の減額改定で市長が定めるものを除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の給料月額が減額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第八条の四第二項に規定する給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして市規則で定めるものについては、この限りでない。

# 令和7年12月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 職員課

<b>議案</b>	第107号 宇部市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件																																																																																						
<b>要旨</b>	一般職の国家公務員の給与改定を踏まえて、職員の給料表を改定し、期末勤勉手当の支給率を引き上げるとともに、その他給与制度の見直しに伴い所要の整備を行うもの																																																																																						
<b>概要</b>	<p><b>【内容】</b></p> <p><b>1 給料表の増額改定</b> 平均改定率 全体 3.3% (1級 5.2%、2級 4.2%、3級 3.4%、4級 2.9%、5級から8級 2.8%)</p> <p><b>2 期末勤勉手当の支給率引上げ</b></p> <p>(1) 一般職 (令和7年度) 期末勤勉各 0.025 月の引上げ分を 12 月期に加算</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #008080; color: white;"> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">6 月期</th> <th style="width: 15%;">12 月期</th> <th style="width: 15%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">期末手当</td> <td>改正前</td> <td style="text-align: center;">1.25 月</td> <td style="text-align: center;">1.25 月</td> <td style="text-align: center;">2.5 月</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td style="text-align: center;">1.25 月</td> <td style="text-align: center;">1.275 月</td> <td style="text-align: center;">2.525 月</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td style="text-align: center;">0.0 月</td> <td style="text-align: center;">0.025 月</td> <td style="text-align: center;">0.025 月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">勤勉手当</td> <td>改正前</td> <td style="text-align: center;">1.05 月</td> <td style="text-align: center;">1.05 月</td> <td style="text-align: center;">2.1 月</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td style="text-align: center;">1.05 月</td> <td style="text-align: center;">1.075 月</td> <td style="text-align: center;">2.125 月</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td style="text-align: center;">0.0 月</td> <td style="text-align: center;">0.025 月</td> <td style="text-align: center;">0.025 月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">支給率計</td> <td>改正前</td> <td style="text-align: center;">2.3 月</td> <td style="text-align: center;">2.3 月</td> <td style="text-align: center;">4.6 月</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td style="text-align: center;">2.3 月</td> <td style="text-align: center;">2.35 月</td> <td style="text-align: center;">4.65 月</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td style="text-align: center;">0.0 月</td> <td style="text-align: center;">0.05 月</td> <td style="text-align: center;">0.05 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和8年度) 期末 2.525 月、勤勉 2.125 月の支給率を 6 月期及び 12 月期に按分</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #008080; color: white;"> <th style="width: 15%;">区分</th> <th style="width: 15%;">6 月期</th> <th style="width: 15%;">12 月期</th> <th style="width: 15%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">期末手当</td> <td>改正前</td> <td style="text-align: center;">1.250 月</td> <td style="text-align: center;">1.275 月</td> <td style="text-align: center;">2.525 月</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td style="text-align: center;">1.2625 月</td> <td style="text-align: center;">1.2625 月</td> <td style="text-align: center;">2.525 月</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td style="text-align: center;">0.0125 月</td> <td style="text-align: center;">△0.0125 月</td> <td style="text-align: center;">0.0 月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">勤勉手当</td> <td>改正前</td> <td style="text-align: center;">1.05 月</td> <td style="text-align: center;">1.075 月</td> <td style="text-align: center;">2.125 月</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td style="text-align: center;">1.0625 月</td> <td style="text-align: center;">1.0625 月</td> <td style="text-align: center;">2.125 月</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td style="text-align: center;">0.0125 月</td> <td style="text-align: center;">△0.0125 月</td> <td style="text-align: center;">0.0 月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">支給率計</td> <td>改正前</td> <td style="text-align: center;">2.3 月</td> <td style="text-align: center;">2.35 月</td> <td style="text-align: center;">4.65 月</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td style="text-align: center;">2.325 月</td> <td style="text-align: center;">2.325 月</td> <td style="text-align: center;">4.65 月</td> </tr> <tr> <td>増減</td> <td style="text-align: center;">0.025 月</td> <td style="text-align: center;">△0.025 月</td> <td style="text-align: center;">0.0 月</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6 月期	12 月期	計	期末手当	改正前	1.25 月	1.25 月	2.5 月	改正後	1.25 月	1.275 月	2.525 月	増減	0.0 月	0.025 月	0.025 月	勤勉手当	改正前	1.05 月	1.05 月	2.1 月	改正後	1.05 月	1.075 月	2.125 月	増減	0.0 月	0.025 月	0.025 月	支給率計	改正前	2.3 月	2.3 月	4.6 月	改正後	2.3 月	2.35 月	4.65 月	増減	0.0 月	0.05 月	0.05 月	区分	6 月期	12 月期	計	期末手当	改正前	1.250 月	1.275 月	2.525 月	改正後	1.2625 月	1.2625 月	2.525 月	増減	0.0125 月	△0.0125 月	0.0 月	勤勉手当	改正前	1.05 月	1.075 月	2.125 月	改正後	1.0625 月	1.0625 月	2.125 月	増減	0.0125 月	△0.0125 月	0.0 月	支給率計	改正前	2.3 月	2.35 月	4.65 月	改正後	2.325 月	2.325 月	4.65 月	増減	0.025 月	△0.025 月	0.0 月
区分	6 月期	12 月期	計																																																																																				
期末手当	改正前	1.25 月	1.25 月	2.5 月																																																																																			
	改正後	1.25 月	1.275 月	2.525 月																																																																																			
	増減	0.0 月	0.025 月	0.025 月																																																																																			
勤勉手当	改正前	1.05 月	1.05 月	2.1 月																																																																																			
	改正後	1.05 月	1.075 月	2.125 月																																																																																			
	増減	0.0 月	0.025 月	0.025 月																																																																																			
支給率計	改正前	2.3 月	2.3 月	4.6 月																																																																																			
	改正後	2.3 月	2.35 月	4.65 月																																																																																			
	増減	0.0 月	0.05 月	0.05 月																																																																																			
区分	6 月期	12 月期	計																																																																																				
期末手当	改正前	1.250 月	1.275 月	2.525 月																																																																																			
	改正後	1.2625 月	1.2625 月	2.525 月																																																																																			
	増減	0.0125 月	△0.0125 月	0.0 月																																																																																			
勤勉手当	改正前	1.05 月	1.075 月	2.125 月																																																																																			
	改正後	1.0625 月	1.0625 月	2.125 月																																																																																			
	増減	0.0125 月	△0.0125 月	0.0 月																																																																																			
支給率計	改正前	2.3 月	2.35 月	4.65 月																																																																																			
	改正後	2.325 月	2.325 月	4.65 月																																																																																			
	増減	0.025 月	△0.025 月	0.0 月																																																																																			

(2) 再任用職員

(令和7年度) 期末勤勉各0.025月の引上げ分を12月期に加算

区分		6月期	12月期	計
期末手当	改正前	0.700月	0.700月	1.400月
	改正後	0.700月	0.725月	1.425月
	増減	0.0月	0.025月	0.025月
勤勉手当	改正前	0.500月	0.500月	1.000月
	改正後	0.500月	0.525月	1.025月
	増減	0.0月	0.025月	0.025月
支給率計	改正前	1.200月	1.200月	2.4月
	改正後	1.200月	1.250月	2.45月
	増減	0.0月	0.05月	0.05月

(令和8年度) 期末1.425月、勤勉1.025月の支給率を6月期及び12月期に按分

区分		6月期	12月期	計
期末手当	改正前	0.700月	0.725月	1.425月
	改正後	0.7125月	0.7125月	1.425月
	増減	0.0125月	△0.0125月	0.000月
勤勉手当	改正前	0.500月	0.525月	1.025月
	改正後	0.5125月	0.5125月	1.025月
	増減	0.0125月	△0.0125月	0.0月
支給率計	改正前	1.200月	1.250月	2.45月
	改正後	1.225月	1.225月	2.45月
	増減	0.025月	△0.025月	0.0月

3 給与影響額 約230,000千円(正規・再任用職員)

※補正額ではない

4 施行日及び適用日

改正内容		施行日	適用日
給料表の改定	令和7年度 人事院勧告	公布の日	令和7年4月1日
期末勤勉手の 支給率の改正	令和7年12 月期	公布の日	令和7年12月1日
	令和8年6月 期以降	令和8年4月1日	施行日と同じ

※ 臨時・会計年度任用職員についても職員の給料表を準用していることから、同様の改定を行い、その影響額は約85,000千円である。

※特定月の実績に対する影響額を単純年間試算した最大値であり、補正額ではない。

## 5 給与制度の見直し

### (1) 55歳以上の昇給抑制

現行

		4号 昇給	3号 昇給	2号 昇給	1号 昇給
55歳以下		○			
55歳超	管理職			○	
	一般	○			
58歳超	管理職			○	
	一般		○		

見直し後

		4号 昇給	3号 昇給	2号 昇給	1号 昇給
55歳以下		○			
55歳超	管理職			○	
	一般			○	

令和7年度影響額：全体で約△90千円

### (2) 主務主任の役職加算の見直し（級別分類の整理に伴うもの）

現行

役職	加算率
係長職	0.08(0.1)
主務主任	0.08(0.1)
主任	0.05(0.1)

見直し後

役職	加算率
係長職	0.08
主務主任	0.05
主任	0.05

※括弧内は55歳以上の場合の加算率

影響額：年間で約△9,000千円程度

(3) 等級別基準職務表の改正及び職務の級の切替え

等級別基準職務表（改正箇所のみ表示）

職務の級	現行	改正後
2級	比較的高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	主任等の職務 係長等（主務主任に限る。）の職務
4級	主任等の職務 係長等の職務	係長等（主務主任を除く。）の職務
5級	困難な業務を行う係長等の職務	課長等補佐の職務
6級	課長等補佐の職務	課等の長の職務
7級	課等の長の職務 部等の次長の職務	部等の次長の職務

※ 定期昇給時点の額が現給保障されるため、級の切替えに伴う予算上の影響はない。

6 施行日及び適用日

施行日	適用日
令和8年1月1日	施行日と同じ

施行日

上記概要の4及び6のとおり

## 議案第百八号

### 宇部市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例中一部 改正の件

宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年条例第四十四号）の一部を次のように改める。

令和七年十二月八日提出

宇部市長 篠崎圭二

第二条第一項に次の二号を加える。

七 住登外者宛名番号管理機能 市の事務を処理するために利用する情報システムの機能であつて、住登外者（市の住民基本台帳に記録されていない者をいう。以下同じ。）を特定する固有の番号を付番し、管理するものをいう。

八 住登外者宛名情報 住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報をいう。

第三条第一項中「及び市長」を「、市長」に改め、「特定個人番号利用事務」の下に「並びに市長又は教育委員会が住登外者宛名情報を利用して行う法別表の下欄に掲げる事務及び法第九条第一項に規定する準法定事務」を加え、同条第三項中「前項に定めるもののほか、市長」を「市長」に改め、同条第四項中「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に掲げる事務又は法第九条第一項に規定する準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名情報であつて自らが保有するものを利用することができる。

別表第一の七の項中「生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて市規則で定めるもの」を「住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて市規則で定めるもの」に改め、同表に次のように加える。

#### 九 教育委員会

住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて市規則で定めるもの

別表第二の一の項中「又は障害者関係情報」を「、障害者関係情報又は住登外者

宛名情報」に改め、同表二の項中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第四百四十四号）」を加え、「又は子ども医療費の助成に関する情報」を、「子ども医療費の助成に関する情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表三の項中「中国残留邦人等支援助給付等関係情報」の下に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表四の項、五の項及び六の項中「又は医療保険給付関係情報」を、「医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表七の項中「又は子ども医療費の助成に関する情報」を、「子ども医療費の助成に関する情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表八の項中「中国残留邦人等支援助給付等関係情報」の下に「又は住登外者宛名情報」を加え、同表九の項中「又は介護保険給付等関係情報」を、「介護保険給付等関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表十の項中「又は医療保険給付関係情報」を、「医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表十一の項中「又は障害者関係情報」を、「障害者関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表十二の項中「又は児童扶養手当関係情報」を、「児童扶養手当関係情報又は住登外者宛名情報」に改め、同表十三の項を次のように改める。

十三 教育委員会	就学援助に関する事務であつて市規則で定めるもの	住登外者宛名情報であつて市規則で定めるもの
----------	-------------------------	-----------------------

別表第二の十四の項を削る。  
別表第三を次のように改める。

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
一 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて市規則で定めるもの	教育委員会	就学援助に関する情報は学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて市規則で定めるもの
二 市長	中国残留邦人等支援助給付等の支給に関する事務であつて市規則で定めるもの	教育委員会	就学援助に関する情報は学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する情報であつて市規則で定めるもの

三 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて市規則で定めるもの	教育委員会	住登外者宛名情報であつて市規則で定めるもの
四 教育委員会	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて市規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援助付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて市規則で定めるもの
五 教育委員会	就学援助に関する事務であつて市規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援助付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて市規則で定めるもの
六 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて市規則で定めるもの	市長	住登外者宛名情報であつて市規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「説明」

住登外者宛名番号管理機能の実装並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和六年デジタル庁・総務省令第八号）の制定の趣旨を踏まえ、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(定義)

第二条

六

(定義)

第二条

六

七| 住登外者宛名番号管理機能 市の事務  
を処理するために利用する情報システム  
の機能であつて、住登外者(市の住民基  
本台帳に記録されていない者をいう。以  
下同じ。)を特定する固有の番号を付番  
し、管理するものをいう。

八| 住登外者宛名情報 住登外者宛名番号  
管理機能による住登外者の情報の管理に  
関する情報をいう。

(個人番号の利用範囲)

第三条 法第九条第二項の条例で定める事務  
は、別表第一の上欄に掲げる機関が行う同  
表の下欄に掲げる事務、別表第二の上欄に  
掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務  
及び市長又は宇部市教育委員会(以下「教  
育委員会」という。)が行う特定個人番号  
利用事務

とする。

3 前項に定めるもののほか、市長又は教育  
委員会は、特定個人番号利用事務を処理す  
るために必要限度で利用特定個人情報であ  
つて自らが保有するものを利用すること  
ができる。ただし、法の規定により、情報  
提供ネットワークシステムを使用して他の  
個人番号利用事務実施者から当該利用特定  
個人情報提供を受けることができる場合  
は、この限りでない。

3 市長

又は教育

委員会は、特定個人番号利用事務を処理す  
るために必要限度で利用特定個人情報であ  
つて自らが保有するものを利用すること  
ができる。ただし、法の規定により、情報  
提供ネットワークシステムを使用して他の  
個人番号利用事務実施者から当該利用特定  
個人情報提供を受けることができる場合  
は、この限りでない。

4| 市長又は教育委員会は、法別表の下欄に  
掲げる事務又は法第九条第一項に規定する

4 前二項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

別表第一（第三条関係）

機関	事務
----	----

七 市長	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて市規則で定めるもの
八 教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助（以下「就学援助」という。）に関する事務であつて市規則で定めるもの

別表第二（第三条関係）

機関	事務	特定個人情報
一 市長	小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて市規則で定めるもの	地方税関係情報又は障害者関係情報
二 市長	生活保護法	障害者関係情報、重度心身障害者医療費の助成に関する

準法定事務を処理するために必要な限度で、住登外者宛名情報であつて自らが保有するものを利用することができる。

5 第二項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があつたものとみなす。

別表第一（第三条関係）

機関	事務
----	----

七 市長	住登外者宛番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて市規則で定めるもの
八 教育委員会	就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する援助（以下「就学援助」という。）に関する事務であつて市規則で定めるもの
九 教育委員会	住登外者宛番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて市規則で定めるもの

別表第二（第三条関係）

機関	事務	特定個人情報
一 市長	小児慢性特定疾患児に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて市規則で定めるもの	地方税関係情報、障害者関係情報又は住登外者宛名情報
二 市長	生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）	障害者関係情報、重度心身障害者医療費の助成に関する

	による保護の情報、ひとり親の決定及び実家庭医療費の助成施又は徴収金に関する情報、乳の徴収に関する幼児医療費の助成事務であつて市規則で定めるもの
三 市長 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）による公営住宅の管理に関する事務であつて市規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報 であつて市規則で定めるもの
四 市長 ひとり親家庭医療費の助成に関する事務であつて市規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）、重度心身障害者医療費の助成に関する情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、乳幼児医療費の助成に関する情報、

	号による保護の情報、ひとり親の決定及び実家庭医療費の助成施又は徴収金に関する情報、乳の徴収に関する事務であつて市規則で定めるもの
三 市長 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）による公営住宅の管理に関する事務であつて市規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報 又は住登外者宛名情報であつて市規則で定めるもの 住登外者宛名情報 であつて市規則で定めるもの
四 市長 ひとり親家庭医療費の助成に関する事務であつて市規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）、重度心身障害者医療費の助成に関する情報、児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、乳幼児医療費の助成に関する情報、

五 市長	乳幼児医療費の助成に関する事務であつて市規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支給給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、重度心身障害者医療費の助成に関する情報、ひとり親家庭医療費の助成に関する情報、児童	子ども医療費の助成に関する情報又は医療保険給付関係情報 であつて市規則で定めるもの
六 市長	子ども医療費の助成に関する事務であつて市規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支給給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、重度心身障害者医療費の助成に関する情報、ひとり親家庭医療費の助成に関する情報、児童	子ども医療費の助成に関する情報又は医療保険給付関係情報 であつて市規則で定めるもの

五 市長	乳幼児医療費の助成に関する事務であつて市規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支給給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、重度心身障害者医療費の助成に関する情報、ひとり親家庭医療費の助成に関する情報、児童	子ども医療費の助成に関する情報又は医療保険給付関係情報 であつて市規則で定めるもの
六 市長	子ども医療費の助成に関する事務であつて市規則で定めるもの	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支給給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、重度心身障害者医療費の助成に関する情報、ひとり親家庭医療費の助成に関する情報、児童	子ども医療費の助成に関する情報又は医療保険給付関係情報 であつて市規則で定めるもの

	七 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて市規則で定めるもの		七 市長	中国残留邦人等支援給付等療費の助成に関する情報、ひとり親家庭医療費の助成に関する情報、乳幼児医療費の助成に関する情報又は子ども医療費の助成に関する情報		八 市長	中国残留邦人等支援給付等関係情報	九 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に
手当関係情報、乳幼児医療費の助成に関する情報又は医療保険給付関係情報	規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活情報、児童福祉法(昭和二十三年法律第百二十三号)に	中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付等関係情報

	七 市長	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて市規則で定めるもの		七 市長	中国残留邦人等支援給付等療費の助成に関する情報、ひとり親家庭医療費の助成に関する情報、乳幼児医療費の助成に関する情報、子ども医療費の助成に関する情報又は住登外者宛名情報		八 市長	中国残留邦人等支援給付等関係情報	九 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に
手当関係情報、乳幼児医療費の助成に関する情報、医療保険給付関係情報又は住登外者宛名情報	規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付等関係情報	中国残留邦人等支援給付等関係情報

<p>よる自立支援 給付の支給又 は地域生活支 援事業の実施 に関する事務 であつて市規 則で定めるも の</p>	<p>十二年法律第百六 十四号)による障 害児通所支援に 関する情報、障 害者関係情報又 は介護関係情報 等関係情報</p>	<p>十 市長 重度心身障害 者医療費の助 成に関する事 務であつて市 規則で定める もの</p>	<p>地方税関係情報、 生活保護関係情 報、中国残留邦 人等支援給付等 関係情報、外国 人生活保護関係 情報、障害者関 係情報又は医療 保険給付関係情 報</p>	<p>十一 市長 障害者等の日 常生活及び社 会生活を支援 するための補 助金等の交付 に関する事務 であつて市規 則で定めるも の</p>	<p>地方税関係情報又 は障害者関係情 報 であつて市規則 で定めるもの</p>	<p>十二 市長 子ども・子育て 支援法(平成二 十四年法律第 六十五号)によ る子どものた めの教育・保育 給付の支給又 は地域子ども ・子育て支援</p>	<p>地方税関係情報、 住民票関係情報、 生活保護関係情 報、中国残留邦 人等支援給付等 関係情報、外国 人生活保護関係 情報、児童福祉 法による障害児 通所支援に関</p>
---	--	---	---	--	--	---	---

<p>よる自立支援 給付の支給又 は地域生活支 援事業の実施 に関する事務 であつて市規 則で定めるも の</p>	<p>十二年法律第百六 十四号)による障 害児通所支援に 関する情報、障 害者関係情報、 介護関係情報 等関係情報</p>	<p>十 市長 重度心身障害 者医療費の助 成に関する事 務であつて市 規則で定める もの</p>	<p>地方税関係情報、 生活保護関係情 報、中国残留邦 人等支援給付等 関係情報、外国 人生活保護関係 情報、障害者関 係情報又は医療 保険給付関係情 報</p>	<p>十一 市長 障害者等の日 常生活及び社 会生活を支援 するための補 助金等の交付 に関する事務 であつて市規 則で定めるも の</p>	<p>地方税関係情報、 障害者関係情報 又は住登外者宛 名情報であつて 市規則で定める もの</p>	<p>十二 市長 子ども・子育て 支援法(平成二 十四年法律第 六十五号)によ る子どものた めの教育・保育 給付の支給又 は地域子ども ・子育て支援</p>	<p>地方税関係情報、 住民票関係情報、 生活保護関係情 報、中国残留邦 人等支援給付等 関係情報、外国 人生活保護関係 情報、児童福祉 法による障害児 通所支援に関</p>
---	---	---	---	--	--	---	---

	事業の実施に関する情報、障害者に関する事務であつて市規則で定めるもの 自立支援給付関係情報又は児童扶養手当関係情報 あつて市規則で定めるもの
十三市 長	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて市規則で定めるもの 地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）による資金の貸付け若しくは給付金の支給に関する情報、障害者関係情報、障害者自立支援給付関係情報、重度心身障害者医療費の助成に関する情報、介護保険給付等関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の

	事業の実施に関する事務であつて市規則で定めるもの 自立支援給付関係情報、児童扶養手当関係情報又は住登外者宛名情報であつて市規則で定めるもの
十三教 育委員 会	就学援助に関する事務であつて市規則で定めるもの 住登外者宛名情報であつて市規則で定めるもの

情報照 会機関	事務	情報提 供機関	特定個人情報	十四市 長	特定個人番号 利用事務(当該 特定個人番号 利用事務を処 理するために 必要とされる 利用特定個人 情報に生活保 護関係情報を 含むものに限 る。)であって 市規則で定め るもの	福祉手当の支給に 関する情報、母子 保健法(昭和四十 年法律第四百十一 号)による養育医 療の給付若しくは 養育医療に要する 費用の支給に関す る情報、児童扶養 手当関係情報、ひ と親家庭医療費 の助成に関する情 報、児童手当関係 情報、乳幼児医療 費の助成に関する 情報、子ども医療 費の助成に関する 情報又は医療保険 給付関係情報であ るもの
------------	----	------------	--------	----------	---	--

別表第三(第四条関係)

情報照 会機関	事務	情報提 供機関	特定個人情報			
------------	----	------------	--------	--	--	--

別表第三(第四条関係)

一市	生活保護法による保護の決	教育委	就学援助に関する情報又は学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であるもの
長	定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて市規則で定めるもの		
二市	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて市規則で定めるもの		
長			
三市	生活保護法に準じて実施する生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であつて市規則で定めるもの		
長			
四教	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて市規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて市規則で定めるもの
五教	就学援助に関する事務であつて市規則で定めるもの		
員会			

一市	生活保護法による保護の決	教育委	就学援助に関する情報又は学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であるもの
長	定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて市規則で定めるもの		
二市	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であつて市規則で定めるもの		
長			
三市	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であつて市規則で定めるもの	教育委	住登外者宛名情報であつて市規則で定めるもの
長			
四教	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であつて市規則で定めるもの	市長	地方税関係情報、住民票関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は外国人生
員会			

										五 教													五 教		
										員 会													員 会		
										育 委													育 委		
										就学援助に關													就学援助に關		
										する事務であ													する事務であ		
										つて市規則で													つて市規則で		
										定めるもの													定めるもの		
										市 長													市 長		
										住登外者宛名													住登外者宛名		
										番号管理機能													番号管理機能		
										による住登外													による住登外		
										者の情報の管													者の情報の管		
										理に関する事													理に関する事		
										務であつて市													務であつて市		
										規則で定める													規則で定める		
										もの													もの		
										活保護関係情													活保護関係情		
										報であつて市													報であつて市		
										規則で定める													規則で定める		
										もの													もの		
										住登外者宛名													住登外者宛名		
										情報であつて													情報であつて		
										市規則で定め													市規則で定め		
										るもの													るもの		

# 令和7年12月議会 総務財政委員会（資料）

総務部 デジタル推進課

議案	第108号 宇部市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中一部改正の件
要旨	住登外者宛名番号管理機能の実装並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令（令和6年デジタル庁・総務省令第8号）の制定の趣旨を踏まえ、所要の整備を行うもの
概要	1 主な内容 (1) 基幹系標準準拠システム（令和8年2月本番稼働予定）に、住登外者宛名番号管理機能（市の住民基本台帳に記録されていない者を特定する住登外者宛名番号を付番し管理するための機能）が実装されることに伴い、当該機能を利用する事務を条例で定める個人番号の独自利用事務として追加する。  (2) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第九条第一項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令において、外国人の生活保護に関する事務が準法定事務として追加されたことに伴い、当該事務を条例で定める個人番号の独自利用事務から削除する。
施行日	公布の日

## 議案第百九号

### 宇部市議会議員及び宇部市長の選挙における選挙運動の公費負担に 関する条例中一部改正の件

宇部市議会議員及び宇部市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例  
(平成六年条例第六号)の一部を次のように改める。

令和七年十二月八日提出

宇部市長 篠崎圭二

第八条中「五百四十一円三十一銭」を「五百八十六円八十八銭」に改める。

第十一条及び第十二条第三項中「七円七十三銭」を「八円三十八銭」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇部市議会議員及び宇部市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

「説明」

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部改正に伴い、所要の整備を行うものである。

これが、この条例案を提出する理由である。

(参考)

旧 新 旧 対 照 表 新

(選挙運動用ポスターの作成における公費の支払)

第八条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、五百四十一円三十一銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に十八万九千七百五十円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第六条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成における公費の支払)

第十一条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該

(選挙運動用ポスターの作成における公費の支払)

第八条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、五百八十六円八十八銭に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に十八万九千七百五十円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第六条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

(選挙運動用ビラの作成における公費の支払)

第十一条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該

契約に基づき作成された選挙運動用ビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が七円七十三銭を超える場合には、七円七十三銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第四百十二条第一項第六号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第九条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（公費負担の限度額）

#### 第十二条

3 第九条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、七円七十三銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第四百十二条第一項第六号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。

契約に基づき作成された選挙運動用ビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が八円三十八銭を超える場合には、八円三十八銭）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第四百十二条第一項第六号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第九条後段において準用する第二条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

（公費負担の限度額）

#### 第十二条

3 第九条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者一人について、八円三十八銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第四百十二条第一項第六号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。